株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成20年10月20日

株主および登録株式質権者各位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階 ロングライフホールディング株式会社 代表取締役遠藤正一

当社は、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構(ほふり)に株券を預けていない株主の権利を確保するため、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「株式等決済合理化法」という。)の施行にあたり、同法の附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、株式決済等決済合理化法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主について、同法の施行 日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第8条第5項に定める事項)を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対して通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を次の口座管理機関 に行い、特別口座を開設いたします。

特別口座を開設する口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

以上

(注)

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。